



平成 25 年 8 月 診療分 から

こども医療費の支給対象年齢を 拡大します

問 / 子育て支援課 内 2645 463-2834

平成25年8月診療分から、
通院では中学生まで、入院では高校生等（18歳到達後最初の3月31日）まで対象年齢を拡大します。
なお、医療費の助成内容については、今まで通り保険診療の一部を助成します。

対象者

市内に住所を有している0歳から高校生等（18歳到達後最初の3月31日まで）のお子さんで国民健康保険または社会保険の加入者

※次の項目に該当される方は各制度が優先適用されます。
①生活保護法による保護を受けている方

②児童福祉施設等に入院されている方

③市の重度心身障害者医療費の支給を受けている方
④市のひとり親家庭等医療費の支給を受けている方

対象となる医療費

《0歳～中学生》入院および通院

《高校生等》入院



こども医療費

現行	対象年齢	0歳～小学生	中学生	拡大後	対象年齢	0歳～小学生	中学生	高校生等
	対象医療	通院	/		対象医療	通院	通院	/
入院	入院	入院		入院	入院			

拡大部分

支給方法

●現物給付

朝霞地区四市（朝霞、志木、新座、和光市）の医療機関へ通院する場合は、窓口での支払いは不要です。受診の際には、①お子さんの保険証、②こども医療費受給資格証を、医療機関で提示してください。
※1か月の間に1つの医療機関での自己負担額が2万1000円を超える場合は、その月の医療費は全額償還払いとなります。

●償還払い

朝霞地区四市以外の地域で通院する場合や入院された場合は、窓口での支払いが必要となり、後日、市への申請により医療費を支給します。

手続き

中学生以上のお子さんがあるご家庭には5月初旬に通知します。

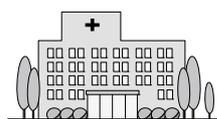
《中学生》

現在、資格登録のある方は、手続きは不要です。新たに登録手続きが必要なお子さんのあるご家庭には、登録申請書等を同封します。登録申請書に必要事項を記入いただき、

返送してください。いずれの方もこども医療費受給資格証を7月下旬に郵送します。

《高校生等》

入院費のみが対象となるため、お子さんが万一入院された場合は、一旦、医療費を窓口でお支払いいただき、市へ医療費の申請をする際に併せて受給資格登録手続きをしてください（あらかじめ登録する必要はありません）。



学校の授業中や登下校中にけがをしたとき

公立保育園、小・中学校（以下「各施設」といいます。）の管理下での負傷等によって通院・入院し、初診から治療までの自己負担額が1500円以上ある場合は、各施設で加入の「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が適用されます。

該当する場合で医療機関を受診する際は、その旨を窓口で申し出ていただき、こども医療費受給資格証を使用しないようお願いいたします。なお、手続きの詳細については、各施設の担当者へご相談ください。